

6次化商品販路拡大事業（第2回「高校生発！Iwaki ならではグルメをつくろう」）運営業務仕様書（案）

1 業務の名称

6次化商品販路拡大事業（第2回「高校生発！Iwaki ならではグルメをつくろう」）運営業務

2 業務の目的

いわき地域の豊かな農林資源を生かし、地元いわき市内の高校生と市内飲食店等が共同でいわき産農林産物を使用したいわきならではのグルメを開発・販売し、いわき産農林産物の新たな魅力を広く消費者に紹介する。

3 業務期間

契約締結日～令和7年3月14日（金）

4 運営方針

- (1) 参加対象者 いわき市内に在住またはいわき市内へ通学する高校生（個人・グループを問わない）
- (2) 協力店 いわき市内の飲食店等計5店舗
- (3) 協賛 企業・団体等による商品開発やPRに係る食材等提供
- (4) 開発商品数 テーマ食材ごとに部門を設定し計5品（1部門に1店舗1品）
- (5) 開発する商品の条件
 - 以下の条件を全て満たすものとする。
 - ア テーマ食材はいわき産「トマト」、「ネギ」、「きのこ（しいたけ、エリンギ、なめこ）」、「米（Iwaki Laiki）」とする。
 - イ 店頭販売価格は税込1,000円程度で協力店ごとに設定する。
- (6) レシピ募集時の条件
 - 各テーマ食材を主体とした部門（4部門）と、全ての食材を使用した部門、計5部門を設定する。
- (7) 参加者と協力店のマッチング方法
 - ア 上記（5）、（6）の条件及び各協力店の希望条件を示した上で参加対象者からオリジナルレシピを募集する。
 - イ 各協力店は書類審査により、最も優れたオリジナルレシピを選定する。
- (8) テーマ食材の生産者等との交流
 - オリジナルレシピの考案者（以下、「高校生」とする。）とテーマ食材の生産者との交流の方法を、提案により決定する。
- (9) 商品開発方法
 - 選定されたオリジナルレシピを基に、高校生と協力店が意見交換を行いながら商品を開発する。
- (10) 商品完成後の展開
 - 以下ア～エを基本とした企画を提案により決定する。
 - ア 消費者への事業のPR
 - イ 協力店による販売
 - ウ 消費者へのアンケート調査

エ レシピ集の作成

5 業務内容

第2回「高校生発！Iwaki ならではグルメをつくろう」の企画・運営一式

(1) 協力店・生産者・協賛企業関係

- ア 協力店及び協賛企業の募集
- イ 協力店、生産者及び協賛企業との調整及び実施体制の構築
- ウ 協力店、生産者への謝礼金の支払い

(2) 参加者募集関係

- ア 広報資材の作成及び高校等への周知活動
- イ 応募受付及び問い合わせ対応
- ウ 書類審査の開催

(3) 商品開発関係

- ア 高校生及び協力店との連絡調整
- イ 高校生への交通費の支払い
- ウ 協力店への Iwaki ならではグルメ販売に係る法令の周知徹底

(4) 商品開発後の展開

- ア 消費者への事業のPR
- イ 協力店による Iwaki ならではグルメ販売の支援
- ウ 消費者へのアンケート調査の実施
- エ レシピ集の作成
- オ その他提案内容により決定する事項

(5) 高校生とテーマ食材の生産者との交流

6 留意事項

- (1) 本業務遂行に際して、受託者は県と常に密な連絡を取り合い、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項・疑義が生じた時は、双方協議の上決定するものとする。
- (3) 受託者は本業務について、機密を守り、業務内容を県の許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (4) 業務の一部を第三者に再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などを県に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- (5) 業務の全部を第三者に再委託してはならない。

7 提出書類

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ア 委託業務着手届（第1号様式）
- イ 業務実施工程表
- ウ その他県が必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ア 委託業務完了届（第2号様式）
- イ 実績報告書
- ウ 消費者へのアンケート調査結果
- エ レシピ集
- オ その他県が必要と認める書類

(参考) 令和5年度のスケジュール

協力店募集	令和5年 8月中旬～下旬
参加者からのオリジナルレシピ募集	令和5年 9月中旬～10月下旬
協力店による書類審査	令和5年10月下旬
高校生・協力店による共同開発	令和5年11月上旬～令和5年12月末
お披露目会	令和6年 2月上旬
実食キャンペーン	令和6年 2月上旬～下旬